

利用者財産の管理に関する規則

(2018年7月30日 制定)

(2018年10月23日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員の行う仮想通貨の売買等その他利用者財産の管理を伴う仮想通貨関連取引に伴い、会員が利用者から預託される金銭及び仮想通貨を適切に管理するために必要な事項を定め、利用者財産の保護を図ることを目的とする。

第2章 体制の整備

(基本事項)

第2条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託される金銭又は仮想通貨（契約により会員が消費できる金銭又は仮想通貨を除く。以下「利用者財産」という。）を、関連法令等に定める内容に従い、自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

- 2 会員は、前項に定める利用者財産の分別管理に係る業務（以下「分別管理業務」という。）を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

第3条 会員は、分別管理業務に関する社内規則を定めなければならない。

- 2 前項に定める社内規則は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1)分別管理業務の執行方法及び手続きの詳細に関する事項
 - (2)分別管理業務に係る業務記録の作成及び保存に関する事項
 - (3)分別管理業務の職務分掌に関する事項
 - (4)分別管理業務の各担当者における事務マニュアルの整備に関する事項
 - (5) 残高の不一致その他不適切な状況発生時の対処方法に関する事項
 - (6) 残高の不一致その他不適切な状況発生時における取締役会その他これに準ずる意思決定機関への報告に関する事項
 - (7)分別管理業務に関する内部監査及び外部監査に関する事項
 - (8)仮想通貨の分別管理業務を第三者に委託する場合には当該第三者による分別管理業務の検証に関する事項

(責任部門等)

第4条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門（以下「分別管理部門」という。）を設置しなければならない。

- 2 会員は、分別管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を分別管理部門に配置しなければならない。
- 3 会員は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

らない。

- 4 会員は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、各業務の担当者は、金銭及び仮想通貨の種別ごとに定めるものとし、一の役職員に、受払担当者と照合担当者を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者は定期的に交代させる等の適切な措置をとらなければならない。

- (1) 利用者財産の受払いに係る担当者（以下「受払担当者」という。）

- (2) 利用者財産の残高と帳簿上の残高を照合し、残高不一致その他不適切な状況発生時にはこれを是正する担当者（以下「照合担当者」という。）

（分別管理の執行方法の明記）

第5条 会員は、利用者財産について、具体的な分別管理の執行方法を利用者との契約に明記し、利用者の同意を得なければならない。

- 2 会員は、第三者に利用者財産（仮想通貨に限る。）を管理させる場合には、その旨を契約に明記し、利用者からの同意を得なければならない。

（監査報告書の提出時期）

第6条 会員は、利用者財産の分別管理の状況に係る公認会計士又は監査法人による監査の報告書を、同報告書の基準日から4ヶ月以内に、管轄の財務局に提出しなければならない。

第2章 金銭の分別管理

第1節 総則

（分別管理の方法）

第7条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭（以下「預り金」という。）に関し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、自己の金銭と分別して管理しなければならない。

- (1) 預金銀行等への預金又は貯金（利用者が預託する金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

- (2) 信託業務を営む金融機関等への金銭信託で元本補填の契約のあるもの

（利用者区分管理必要額等の算定）

第8条 会員は、個別利用者区分管理金額（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下同じ。）を、毎日計算の上、記録しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

- (1) 証拠金取引を行う利用者の個別利用区分管理金額を計算するに際しては、「証拠金取引等に関する規則」第5条に基づいて算出された利用者の保有する建玉の評価損益を反映の上計算すること。

- (2) 利用者から預かった全ての金銭を利用者区分管理必要額の計算に含めること。

- (3) 利用者区分管理必要額の計算を1円単位で行うこと。
 - (4) 個別の利用者の預り金残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理金額をゼロと計算の上、利用者区分管理必要額を計算すること。
 - (5) 入金処理の時限以内に入金が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
 - (6) 入金処理の時限以降に入金が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
 - (7) 預り金が外貨の場合には、あらかじめ定められた外貨の円換算レートに従って換算された金額を、利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
 - (8) 利用者より受入小切手その他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合には、あらかじめ定められた評価方法に従って評価された金額をもって、当該受入小切手等を必要額の計算対象とすること。
 - (9) 利用者からの未収入金（収納代行業者、デビットカード及びクレジットカード等を利用して利用者から入金を受けた金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。）を必要額の計算対象とすること。
 - (10) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。
 - (11) 利用者区分管理必要額を算定するための基礎シートを毎営業日ごと作成し、これをチェックすること。
 - (12) 利用者区分管理必要額の計算過程を保存すること。
- 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、総勘定元帳の利用者からの預り金の勘定残高の合計額と利用者区分管理必要額を、総勘定元帳の利用者からの預り金の勘定残高の合計と利用者勘定元帳記載の残高データの合計額をそれぞれ照合し、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が利用者区分管理必要額に含まれていることを確認しなければならない。

第2節 預金等による分別管理

（預金等による分別管理）

第9条 会員は、第7条第1項第1号に定める方法による場合には、預り金を区分管理する口座（以下「区分管理預金」という。）と、自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、開設しなければならない。

- 2 会員は、区分管理預金の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額（以下「預り金保全額」という。）をあらかじめ社内規則で定めるものとし、当該預り金保全額を利用者の預り金とともに区分管理預金の中で管理しなければならない。
- 3 会員は、区分管理預金に自己の金銭を混蔵して管理してはならない。ただし、預り金保全額をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該預り金保全額を限度に区分管理預金で自己の金銭を混蔵して管理することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭

が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しなければならない。

- 5 会員は、受払担当者以外の者に区分管理預金の預入及び払出を行わせてはならない。

(預金等の残高照合)

第10条 会員は、照合担当者をして、区分管理預金の口座残高と利用者区分管理必要額を適切に照合させなければならない。

- 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

- (1) 区分管理預金の口座残高と総勘定元帳上の預金残高について、毎営業日に照合し、かつ、銀行から送付される残高証明書との定期的な照合を行うこと。
- (2) 受払担当者による区分管理預金の受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。
- (3) 区分管理預金の口座残高と総勘定元帳上の預金残高が合致しない場合には、その原因を分析(利用者からの苦情内容の確認等を含む。)すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。
- (5) 区分管理預金の口座残高と利用者区分管理必要額を比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内(利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して2営業日より短い期限までに預り金を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内)に、その不足額に相当する金銭が口座に入金されていることを確認すること。

第3節 分別管理信託による分別管理

(分別管理信託による分別管理)

第11条 第7条第1項第2号に定める金銭信託(以下「分別管理信託」という。)に係る信託契約については、内閣府令第21条に掲げる要件を充足するものでなければならない。

- 2 会員は、分別管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に分別管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。
- 3 会員は、利用者区分管理信託に関し、自社の商号(名称)・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管理信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行わなければならない。
- 4 会員は、分別管理信託の受託者を変更する場合、分別管理信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

5 会員は、分別管理信託に係る信託財産については、次の各号に掲げる区分に応じて評価しなければならない。

(1) 信託財産が金融商品の場合 当該金融商品の時価

(2) 信託財産が預金の場合 当該預金の額

6 会員は、利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはならない。

(分別管理信託の残高照合)

第12条 会員は、照合担当者をして、分別管理信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合させなければならない。

2 会員は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続を含むものでなければならない。

(1) 区分管理信託に係る信託財産の残高と総勘定元帳上の預金残高について、毎営業日に照合が行われ、また、受託者から送付される信託財産報告書等との定期的な照合が行われること。

(2) 分別管理信託に基づく追加信託又は信託の一部解約に関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。

(3) 区分管理信託に係る信託財産の残高と総勘定元帳上の預金残高が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

(4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。

(5) 区分管理信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭が追加信託されていることを確認すること。

第5章 仮想通貨の分別管理

(分別管理の方法)

第13条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨（以下「預り仮想通貨」という。）を自己で管理する場合、自己の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

2 会員は、預り仮想通貨を第三者に管理させる場合、当該第三者をして、会員及び当該第三者の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレット（以下、預り仮想通貨を管理する前項及び本項に定めるウォレットを「区分管理ウォレット」という。）で管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させなければならない。

3 会員は、区分管理ウォレットの残高が利用者区分管理必要量（次条に定める意味をいう。）に不足する事態を防止するために必要な量（以下「預り仮想通貨保全量」という。）をあらかじめ社内規則で定めるものとし、当該預り仮想通貨保全量を利

用者の預り仮想通貨とともに区分管理ウォレットの中で管理しなければならない。

- 4 会員は、区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理してはならない。ただし、預り仮想通貨保全量をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該預り仮想通貨保全量を限度に区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、区分管理ウォレットの中に預り仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消するための措置をとらなければならない。

(利用者区分管理必要量等の算定)

第14条 会員は、個別利用者区分管理量（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要量（個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。）を、毎日計算の上、記録しなければならない。

- 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際しては、次の各号に掲げる手続きを含むものでなければならない。
 - (1) 利用者から預かった全ての預り仮想通貨を利用者区分管理必要量の計算に含めること。
 - (2) 利用者区分管理必要量の計算を当該仮想通貨に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。
 - (3) 個別の利用者の預り仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。
 - (4) 仮想通貨の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
 - (5) 仮想通貨の受入処理の時限以降に受入が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
 - (6) 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。
 - (7) 利用者区分管理必要量を算定するための基礎シートを毎営業日ごと作成し、これをチェックすること。
 - (8) 利用者区分管理必要量の計算過程を保存すること。

- 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、預り仮想通貨の残高データと利用者区分管理必要量を、預り仮想通貨の残高データと仮想通貨管理明細簿記載の利用者ごとの預り仮想通貨の残高の合計量及び府令第26条第1項第4号記載の帳簿記載の利用者ごとの預り仮想通貨の残高の合計量をそれぞれ照合し、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が利用者区分管理必要量に含まれていることを確認しなければならない。

(残高照合)

第15条 会員は、照合担当者をして、区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と利用者区分管理必要量を適切に照合させなければならない。

2 会員は、前項に基づく照合を行うに際しては、次の各号に掲げる手続きを含むものでなければならない。

- (1) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量について、毎営業日に一定の頻度で照合すること。第13条第2項に基づき預り仮想通貨を第三者に管理させる場合には、預り仮想通貨の残高データの合計量と、第三者が発行した残高証明書その他区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高を証明する書類記載の数量を、毎営業日に一定の頻度で照合すること。ただし、ブロックチェーン上の仮想通貨の有高が異常に減少した場合その他仮想通貨の不正流出を疑わせる事情が生じた場合には自動的かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の照合で足りる。
- (2) 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。
- (3) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。
- (5) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン等のネットワーク上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量を比較し、不足額がある場合には、その翌営業日から起算して5営業日以内（利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して5営業日より短い期限までに預り仮想通貨を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に、その不足が解消されていることを確認すること。

（外部流出に対するリスク管理等）

第16条 会員は、預り仮想通貨の外部流出の原因となり得るオペレーショナル・リスクを、仮想通貨の種別ごとに特定し、評価するものとし、実務上可能な限り、かかるリスクを低減するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 会員は、預り仮想通貨を管理・処分するために必要な秘密鍵（以下「対象秘密鍵」という。）を、ネットワークと接続された環境で管理する場合、情報の安全管理に関する規則第27条第1項第1号の定め及び協会が別途指定する算定方法及び水準を踏まえ、当該環境で管理する仮想通貨の上限をあらかじめ社内規則で定めなければならない。また、当該上限を超える事態が生じた場合、速やかにこれを是正しなければならない。
- 3 会員は、前項の社内規則で定めた上限を協会に届け出なければならない。また、会員は、当該上限を変更する場合には、あらかじめ協会に届け出なければならない。
- 4 会員は、対象秘密鍵について、社内規程に定める権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しなければならない。
- 5 会員は、具体的な対象秘密鍵の保管環境、保管方針その他外部流出のリスクを低

減するために講じている措置の概要を、自社のホームページ等に掲載する方法により、利用者に対して周知しなければならない。ただし、周知することにより利用者保護が図られないおそれがある情報についてはこの限りでない。

(仮想通貨の払出し)

- 第17条 会員は、受払担当者以外の者に、預り仮想通貨の払出しを行わせてはならない。
- 2 会員は、受払担当者が預り仮想通貨の全部又は一部を外部アドレスに払い出す場合には、複数の対象秘密鍵を用いた電子署名を要求するなど受払担当者による不正流用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 会員は、仮想通貨の売買等に基づいて預り仮想通貨の移転及び受払い（ブロックチェーン等のネットワーク上に反映されない移転及び受払いを含む。）を行った場合には、当該預り仮想通貨の移転及び受払いを帳簿に反映の上、個別利用者区分管理量を記録しなければならない。

(委託先の管理)

- 第18条 会員は、第13条第2項に基づいて預り仮想通貨の管理を第三者に委託する場合には、当該第三者による預り仮想通貨の管理に係る業務（以下「委託管理業務」という。）が、安全かつ確実に行われているかを確認するための社内体制を整備しなければならない。
- 2 前項に基づく社内体制の整備には、以下の事項を含むものとする。
 - (1) 委託先の信用状況の確認
 - (2) 委託先において照合担当者及び受払担当者が選任されており、前5条の定めに従って適正に委託管理業務が行われていることの定期的な確認
 - (3) 外部監査により、本規則及び関連法令等の内容に従って適正に委託管理業務が行われているかの検証が行われていることの確認
 - (4) 前各号のほか、法第63条の9及び府令第15条各号に定める措置の実施

(受託時の対応)

- 第19条 会員は、仮想通貨の管理を他の仮想通貨交換業者から受託する場合には、当該委託元による分別管理に係る体制（前条に定める委託先の管理に係る社内体制を含むがこれに限られない。）の整備に、実務上可能な限り、協力しなければならない。

第6章 その他

(協会への報告)

- 第20条 会員は、利用者財産の分別管理の状況に係る公認会計士又は監査法人による監査の報告書を、同報告書の基準日から4か月以内に、協会に報告しなければならない。
- 2 会員は、前項の監査結果に関し、利用者財産の分別管理の状況について重大な指摘を受けた場合には、分別管理業務に係る業務改善の計画を取りまとめ、協会に提出しなければならない。
 - 3 会員は、仮想通貨の不正流出など利用者財産が毀損する事態が発生した場合には、速やかに、当該内容を協会に届出なければならない。
 - 4 会員は、利用者財産の分別管理に重大な支障を与える可能性のある事態が発生

した場合又は発生するおそれがあると判断した場合には、速やかに、当該内容を協会に報告しなければならない。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

利用者財産の管理に関する規則ガイドライン

(2018年7月30日 制定)

(2018年10月23日 一部改正)

第1条関係

本規則において「会員」とは第一種会員を指します。

また、本規則の適用対象については、会員が行う仮想通貨の売買等のうち、利用者の財産の管理を伴う行為が主として想定されますが、仮想通貨の売買等以外の取引に関しても、仮想通貨のウォレットサービス等、利用者財産の管理を伴う仮想通貨関連取引については、当該取引によって利用者に生じるリスクに応じ、本規則の定めに従って適切な管理を図る必要があります。

第2条第1項関係

貸借取引における本担保とは、利用者に金銭を貸与し仮想通貨を取得させる場合にあっては買付けた仮想通貨、利用者に仮想通貨を貸出し売却させる場合にあっては売却代金を指します。いわゆる信用取引として行われる貸借取引は消費貸借契約によるものと解されていますので、利用者財産分別管理の対象資産とは性格が異なることから、分別管理の対象から外れることとなります。ただし、本担保とは別に利用者に徴求する証拠金（保証金）は、分別管理の対象として取り扱うこととします。また、いわゆる証拠金取引などのCFD(Contract for difference/差額決済取引)や先物取引に用いる取引証拠金は、利用者分別管理の対象とすることとします。

第4条第4項関係

本項における「定期的」な担当者の交代とは、協会が指定する期間内に交代を求めるものではなく、会員自身が事故・不正行為等防止の観点から、分別管理業務の担当者が長期間に亘り同一業務に従事することのないよう、適当な期間を設けるものとします。また、定期的な交代をさせる以外にも、定期的に連続休暇、研修等により職場を離れる方策をとることも有益と考えられます。

なお、この項でいう担当者とは、秘密鍵の管理者を指すものではなく、例えば管理者の指示等に基づき送付の手続きを行う者（受払担当者）とブロックチェーン上その他の社内帳簿等の資料に記録される数量との合致を確認する者（照合担当者）等のオペレーターとなる職員を想定しています。

第8条第2項第1号、第2号関係

第2号の規定は日本公認会計士協会専門業務実務指針4461「仮想通貨交換業における利用者財産の分別管理に係る合意された手続き業務に関する実務指針」16頁合意された手続き1.③を参考としたものです。本指針には、証拠金の取扱いについて明記されていないことから、本規則上、個別利用者区分管理金額の計算に加えるべき証拠金の取扱いについて、第1号に規定しています。

第8条第2項第9号関係

クレジットカード等を利用した利用者の入金行為については、カード会社から承認が下りた時点で個別区分管理必要額に組み入れる必要があるものと考えられます（平成29年3月24日金融庁「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」109番参照）。

第8条第3項関係

帳簿記録間の照合を伴う残高確認は、日々行うことが最も好ましい方法ではありますが、実務運営上、日々の照合は簡略化した手続きによる場合も少なくないことから、利用者財産の安全管理の精神を踏まえて、少なくとも月に1度、年度決算時に準じた手続きを踏んだ確認作業を行うこととするものです。

第9条第2項、第3項関係

実務運営上、預金額が利用者区分管理必要額を常に下回らぬように管理するためには、一定程度の自己資金を混蔵して預金する必要があると考えられます。このとき、混蔵することのできる自己資金の額は、利用者区分管理必要額を限度とし、その額又は利用者区分管理必要額に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ社内において規定するものとします。

第13条第5項関係

本項は、あらかじめ規定する数量を超えて自己保有分の仮想通貨が混蔵された場合の処置を定めたものです。仮想通貨のブロックチェーン上での記録の更新については、その状況によって確定を判断することができるタイミングが遅延することもあることから、5営業日以内に記録更新が確定しえない事態もあり得ると考えます。この場合であっても、5営業日以内に記録更新のための措置を取り終えておくことが必要な手続きと考えられます。ただし、ブロックチェーンの運営上の問題によって、記録更新を申請すること自体が困難な状況にあるときには手続きを見送ることを妨げません。この場合には、ある種のインシデントとして捉えて、インシデント対応に係る社内規定に則って手続きすることが必要です。

第16条第1項関係

預り仮想通貨の不正流出を未然に防止するためには、仮想通貨の種別ごとに、当該不正流出の原因となるオペレーショナル・リスク（財務管理に関する規則第2条第3号に定める内容のリスクを指し、外部ハッキング、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含みますが、これに限られません。）を特定し、評価することが有用と考えられます。かかるリスクを特定し、評価するにあたっては、各仮想通貨の技術的特性を踏まえつつ、自社システム・ネットワークの構成、対象秘密鍵を管理する環境、対象秘密鍵の使用（署名）に至るオペレーション等の個別具体的な事情を考慮する必要があります。当該リスクの特定・評価の結果、外部流出の原因となり得るリスクが存在する場合には、実務上可能な限り、かかるリスクを低減するための措置を講じる必要があります。

第 16 条第 2 項関係

協会が別途指定する算定方法は、ネットワークと接続された環境で対象秘密鍵を管理する全ての仮想通貨の円換算額の合計額を、利用者から預託を受けた全ての仮想通貨の円換算額の合計額で除する方法によるものとし、水準は、20%以下とするものとします。ただし、会員が本項に定める上限を設定するに際しては、第 1 項に基づくリスクベースの考え方に基づき、各仮想通貨の技術的特性やネットワークへの接続頻度のほか、自社システム・ネットワークの構成、対象秘密鍵の使用（署名）に至るオペレーション等を踏まえて具体的に特定・評価したリスクの度合いに応じて、当該リスクを十分に低減できる程度の水準とする必要があります。

ネットワーク接続環境で管理する対象秘密鍵に係る預り仮想通貨の割合が社内規則で定めた上限比率を超えた場合、一営業日以内にこれを是正する必要があります。一営業日を超えて上記預り仮想通貨の割合が社内規則で定めた上限比率を上回った場合、規則第 20 条第 4 項に該当するものとして、速やかに協会に報告する必要があります。

第 16 条第 3 項

保管方針の公表内容については、詳細な方針を公表した場合、セキュリティに対するリスクが増加するおそれもあることから、具体的な公表内容については、会員各社による工夫が求められますが、例えば、マルチシグの採用や、コールドウォレットでの保管比率、対象秘密鍵を保管しているサーバー等の管理方法、仮想通貨の入出金の際の認証方法等の方針を公表することが考えられます

第 20 条第 1 項関係

分別管理監査の結果については、特に問題がなければ 4 か月以内にご報告いただいても支障はありません。ただし、監査上の問題が生じた場合には、監査報告書などの書面の形式を待たずに結果が分かり次第、会員と自体を共有し、協会としてその対処の支援を迅速に図ろうという趣旨によるものです。

附則

このガイドラインは、2018 年 10 月 24 日から施行します。